

議会を傍聴してみませんか？

令和2年小値賀町議会 定例12月会議



一般質問（12月7日（月）午前10時開会予定）

質問者	質問事項と内容	質問の相手
近藤隆二郎	<p>○町職員の働き方改革・ワークライフバランスについて 超高齢化や人口流動化、労働人口の減少に直面している本町は、少数精鋭によるまちづくりが基本にならざるを得ない中、町職員はその核としての役割を期待されている。ところが、人口減少に伴い職員数減の一方、業務量は増大しているため、ひとりあたりの担当と業務が増大し、残業が恒常化して余裕が無く、疲弊している様子がうかがえる。</p> <p>全国的にもメンタルダウンする職員の増加が問題になっている。地方自治体は職員の安全配慮義務として、長時間労働により心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うことを見認したい。</p> <p>住民満足(CS)のためには、まず職員満足(ES)が不可欠である。働き方改革やワークライフバランスといった考え方のもと、いかに町職員が「働きやすさ」だけでなく「働きがい」を持つことができるかが重要である。</p> <p>そこで、次の4点について町の考え方を伺う。</p> <p>(1) 第四次小値賀町総合計画（後期）でも、「質の高い行政運営」が主要施策として挙げられているが、町はどのような職場を目指しているのか。現状の課題と展望と共に、働き方改革・ワークライフバランスにどう取り組んでいるのか。</p> <p>(2) 時間外勤務が増える要因の1つとして管理職のマネジメント不足が考えられる。管理者研修の実施状況や、管理職の人事評価に所属職員のマネジメントが含まれているか。</p> <p>「イクボス宣言」をおこない、所属部に掲示してはどうか。</p> <p>(3) 職員の声を把握しているか。アイデアは現場にある。職員表彰制度、職員提案制度、人事異動希望、オフサイトミーティングなどを取り入れてはどうか。代表的なキャラ</p>	町 長

	<p>リアパターを提示すると予見や専門性を獲得できるのではないか。</p> <p>(4) 職員を対象としたカウンセラー相談窓口を設置しているか。新人研修やフォローアップ体制など、つまずいた場合に抱え込まない仕組みが必要ではないか。</p>	
今田 光弘	<p>○避難所の台風対策の充実と町民の防災意識の向上について 今年9月初めの台風の際、650名を超える多くの町民が避難所などに避難した。</p> <p>1年前の定例11月会議でも避難所に関する質問をしたが、今回のこの経験を踏まえ、次の6点について改めて町執行部の考え方を伺う。</p> <p>①「納島と斑島島内における避難所の必要性は感じており、早急に施設の方向性を決定し、避難所として指定できる施設を確保していきたい」と1年前に答えていたが、確保の目途はついたのか。</p> <p>②避難所のガラスについては、「防災安全ガラスへの交換も含め雨戸の設置や飛散防止のフィルムなど、施設に応じた対応策を考えていきたい。」と、やはり1年前に答えていた。</p> <p>その後、「国土強靱化対策の中で洗い出して検討していく」と説明を受けているが、次の台風シーズンまでに間に合うのか。</p> <p>③避難所を「緊急的に一時的に利用する避難所」と、「ある程度の日数を暮らすことになるかもしれない避難所」とに分けて考えることで、備蓄品の充実と質を高めることができるのではないか。</p> <p>④町はハザードマップ（被害予測地図）を作成中のようだが、台風被害をハザードマップで表現できるのか。</p> <p>⑤今回の避難の際に、「毛布と2回分の食料を持参」と広報していたが、それだけ持つていけばいいと解釈していた人が多かったようだ。まずは自分の身は自分で守る「自助」。町民各自が自分事として防災意識を高めるよう、町がもっと強くアピールする必要があるのではないか。</p> <p>⑥いわゆる「災害弱者」に対する「共助」、「公助」の取り組みを町が主体となってさらに進めるべきではないか。</p>	町 長

黒崎 政美	<p>ふるさと納税について</p> <p>ふるさと納税の原点は、納税先の選択による納税者意識の高揚、制度利用によるふるさとの大切さの認識、納税を受ける自治体の自治意識の強化が制度創設の意義であった。</p> <p>西村町長が就任してから、ふるさと納税は増えているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①どういう施策を行ったか。 ②今後、どのようなことを計画・実行しようとしているか。 ③最終的には、どうのようになしたいか。 <p>以上、3点について伺う。</p>	町 長
-------	--	-----

質問の順番は、①近藤隆二郎議員 ②今田光弘議員 ③黒崎政美議員の順です。

- ※ 傍聴者のみなさんが、一般質問に対する意見を発言したり、わからないことを聞くことができる模擬公聴会も行います。
- ※ 審議予定議案や詳細の日程については、後日、回覧いたします。
- ※ 傍聴手続き（役場3階 議会事務局）は、簡単です。

新型コロナウイルス感染防止のため、傍聴の際は、下記の事項にご協力ください

- マスクを着用し、消毒液で手指消毒をしてご入場ください。
- 間隔をあけてお座りください。（議場の傍聴席は、10席程度とさせていただき、それ以上の方は、別室モニターでの視聴となりますので、ご理解願います。）
- 37.5C以上の発熱や、風邪のような症状がある方は、傍聴をご遠慮ください。

【お問い合わせ：議会事務局 56-3111】